

平成 27 年

第 1 回宮古島市議会(臨時会)会議録

= 臨 時 会 =

平成27年 2 月 2 日 (月) 1 日

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第1回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	3
○ 2月2日（議事日程第1号）	5
○ 会期及び日程	6
会議録署名議員の指名について	10
会期を定めることについて	10
議案審議	10

宮古島市告示第7号

平成27年第1回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

平成27年1月26日

宮古島市長 下地敏彦

1 期 日 平成27年2月2日（月）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

3 付議事件

- (1) 平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）
- (2) 平成26年度宮古島市平良字久貝財産区特別会計補正予算（第1号）
- (3) 平成26年度宮古島市平良字松原財産区特別会計補正予算（第1号）
- (4) 宮古島市財産区特別会計条例を廃止する条例
- (5) 宮古島市平良字久貝財産区基金条例を廃止する条例
- (6) 宮古島市平良字松原財産区基金条例を廃止する条例
- (7) 市有地の処分について
- (8) 議決内容の一部変更について
- (9) 専決処分の承認を求めることについて

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第 1 号	平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）	市 長	平成27年 2月2日	平成27年 2月2日	原案可決
議案 第 2 号	平成26年度宮古島市平良字久貝財産区特別会計補正予算（第1号）	"	"	"	"
議案 第 3 号	平成26年度宮古島市平良字松原財産区特別会計補正予算（第1号）	"	"	"	"
議案 第 4 号	宮古島市財産区特別会計条例を廃止する条例	"	"	"	"
議案 第 5 号	宮古島市平良字久貝財産区基金条例を廃止する条例	"	"	"	"
議案 第 6 号	宮古島市平良字松原財産区基金条例を廃止する条例	"	"	"	"
議案 第 7 号	市有地の処分について	"	"	"	"
議案 第 8 号	議決内容の一部変更について	"	"	"	"
報告 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて	"	"	"	承 認

開会日（平成27年2月2日）に応招した議員

眞	榮	城	徳	彦	君	高	吉	幸	光	君
佐	久	本	洋	介	〃	富	永	元	順	〃
濱	元	雅	雅	浩	〃	新	城	元	吉	〃
平	良	敏	敏	夫	〃	亀	濱	玲	子	〃
下	地	勇	勇	徳	〃	下	地		明	〃
栗	国	恒	恒	広	〃	垣	花	健	志	〃
仲	間	頼	頼	信	〃	棚	原	芳	樹	〃
國	仲	昌	昌	二	〃	平	良		隆	〃
上	里			樹	〃	前	里	光	惠	〃
上	地	廣	廣	敏	〃	山	里	雅	彦	〃
嵩	原			弘	〃	池	間		豊	〃
仲	間	則	則	人	〃	新	里		聰	〃
西	里	芳	芳	明	〃					

平成 27 年

第 1 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

平成27年 2 月 2 日 (月)

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

平成27年第1回宮古島市議会臨時会議事日程第1号

平成27年2月2日(月)午前10時開会

- | | | |
|------|--------------------------------------|--------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 〃第2 | 会期を定めることについて | |
| 〃第3 | 議案第4号 宮古島市財産区特別会計条例を廃止する条例 | (市長提出) |
| 〃第4 | 〃第5号 宮古島市平良字久貝財産区基金条例を廃止する条例 | (〃) |
| 〃第5 | 〃第6号 宮古島市平良字松原財産区基金条例を廃止する条例 | (〃) |
| 〃第6 | 〃第1号 平成26年度宮古島市一般会計補正予算(第8号) | (〃) |
| 〃第7 | 〃第2号 平成26年度宮古島市平良字久貝財産区特別会計補正予算(第1号) | (〃) |
| 〃第8 | 〃第3号 平成26年度宮古島市平良字松原財産区特別会計補正予算(第1号) | (〃) |
| 〃第9 | 〃第7号 市有地の処分について | (〃) |
| 〃第10 | 〃第8号 議決内容の一部変更について | (〃) |
| 〃第11 | 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて | (〃) |

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

平成27年第1回宮古島市議会臨時会会期日程計画表

平成27年2月2日（月）午前10時開会

月 日	曜	種 別	日 程	摘 要
2月 2日	月	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決	

会期＝1日

平成27年第1回宮古島市議会臨時会会議録

平成27年2月2日

(開会=午前10時00分)

◎出席議員(25名)

(閉会=午前11時35分)

議長(4番)	眞榮城 徳彦 君	議員(13番)	高吉 幸光 君
副議長(17〃)	佐久本 洋介 〃	〃(14番)	富永 元順 〃
議員(1〃)	濱元 雅浩 〃	〃(15〃)	新城 元吉 〃
〃(2〃)	平良 敏夫 〃	〃(16〃)	亀濱 玲子 〃
〃(3〃)	下地 勇徳 〃	〃(18〃)	下地 明 〃
〃(5〃)	栗国 恒広 〃	〃(19〃)	垣花 健志 〃
〃(6〃)	仲間 頼信 〃	〃(20〃)	棚原 芳樹 〃
〃(7〃)	國仲 昌二 〃	〃(21〃)	平良 隆 〃
〃(8〃)	上里 樹 〃	〃(22〃)	前里 光恵 〃
〃(9〃)	上地 廣敏 〃	〃(23〃)	山里 雅彦 〃
〃(10〃)	嵩原 弘 〃	〃(24〃)	池間 豊 〃
〃(11〃)	仲間 則人 〃		
〃(12〃)	西里 芳明 〃	〃(26〃)	新里 聰 〃

◎欠席議員(1名)

議員(25番) 下地 智君

◎説明員

市長	下地 敏彦 君	建設部長	下地 康教 君
副市長	長濱 政治 〃	教育長	宮國 博 〃
企画政策部長	古堅 宗和 〃	教育部長	奥原 一秀 〃
総務部長	安谷屋 政秀 〃	生涯学習部長	垣花 徳亮 〃
観光商工局長	下地 信男 〃	総務部次長兼 総務課長	砂川 一弘 〃
農林水産部長	村吉 順栄 〃	財政課長	仲宗根 均 〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	上地 栄作 君	議事係調整官	仲間 清人 君
次長	伊波 則知 〃	議事係	下地 博正 〃
補佐兼議事係長	友利 毅彦 〃		

平成27年第1回宮古島市議会臨時会諸般の報告書

平成27年2月2日(月)

	<p>去った12月定例会において議決した「『手話言語法』制定を求める意見書」及び「『生活保護基準引き下げ』中止を強く求めるとともに申請権・受給権を保障し、申請拒否、就労強要、扶養強要などは行わないことを求める意見書」の2件については、12月16日及び12月25日付でそれぞれ関係機関に送付した。</p>
<p>平成26年 12月19日</p>	<p>沖縄製糖株式会社の「第62期製糖操業開始式」に出席した。 宮古島市役所平良庁舎で開催された「宮古島市市政10周年記念事業実行委員会」に出席した。</p>
<p>12月21日</p>	<p>マティダ市民劇場で開催された「創立50周年記念第49回宮古地区老人クラブ大会」で祝辞を述べた。また、同日市内ホテルで開催された「宮古地区老人クラブ連合会創立50周年記念祝賀会」に出席した。</p>
<p>12月24日</p>	<p>那覇市で開催された「第158回沖縄県市議会議長会臨時総会」に出席した。同臨時総会では、前会長である安慶田光男氏の退任により、後任会長として那覇市議会議長金城徹氏が選任された。</p>
<p>平成27年 1月5日</p>	<p>「平成27年宮古島市成人式」が、平良地区、城辺地区、下地地区、上野地区、伊良部地区の5地区会場で同事開催され、そのうち案内のあった平良地区で祝辞を述べた。</p>
<p>1月6日</p>	<p>市内ホテルで開催された「2015年宮古島市新春の集い」で挨拶を述べた。</p>
<p>1月7日</p>	<p>宮古製糖株式会社の「平成26/27年期製糖操業開始式」に出席した。 宮古島市消防本部で举行された「平成27年消防出初式」で祝辞を述べた。</p>
<p>1月9日</p>	<p>第31回全日本トライアスロン宮古島大会「100日前・残暦板設置式」に出席した。</p>
<p>1月10日</p>	<p>宮古島市下地体育館で開催された「第25回宮古島100kmワイドーマラソン開会式」に出席した。</p>
<p>1月11日</p>	<p>宮古島市下地体育館で開催された「第25回宮古島100kmワイドーマラソン大会表彰式及び交流パーティー」に佐久本洋介副議長が出席した。</p>
<p>1月16日</p>	<p>市内ホテルで開催された「平成26年度沖縄県文化協会賞受賞祝賀会」に出席した。</p>
<p>1月18日</p>	<p>市内ホテルで開催された「宮古・多良間家畜市場感謝の集い」に出席した。</p>
<p>1月19日</p>	<p>宮古家畜市場で開催された「平成27年家畜競り市場初競り式典」に出席した。</p>
<p>1月21日</p>	<p>市内ホテルで開催された「2015年宮古地区医師会新年会」に出席した。</p>
<p>1月22日</p>	<p>那覇市内で開催された「全日本トライアスロン宮古島大会特別協賛社新年会」に出席した。</p>

1月23日	那覇市内で開催された「沖縄宮古郷友連合会新年会並びに叙勲受章者・副知事安慶田光男氏・衆議院議員下地幹郎氏・県文化功労者の祝賀会及び同郷友連合会の一般社団法人化合同祝賀会」に出席した。
1月26日	下地敏彦市長から平成27年第1回臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付があった。
1月28日	議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日2月2日の1日とするのが適当であると決した。
1月31日	伊良部大橋開通式典に出席し、テープカットを行った。続いて宮古島市伊良部公民館で開催された祝賀会に出席した。

以上

◎議長（眞榮城徳彦君）

ただいまから平成27年第1回宮古島市議会臨時会を開会いたします。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は、25名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（上地栄作君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

1月28日、議会運営委員会が開催され、諮問した今臨時会の会期については、本日2月2日の1日とするのが適当であると決しました。

そのほかの諸報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において垣花健志君と池間豊君を指名いたします。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日2月2日の1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日の1日と決しました。

次に、総務部長より去った平成26年第4回6月定例会において、國仲昌二議員の一般質問への答弁について発言の訂正をしたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

去年、去った6月定例会において答弁したことについて訂正をさせていただきたいと思っております。

去った平成26年第4回定例会の一般質問において、國仲昌二議員への答弁で「昭和7年には既に法人格を持った財産区が存在し」と述べましたが、財産区の制度は昭和23年8月15日の旧市町村施行後になりますので、正しくは「昭和7年からの久貝、松原自治会所有を経て昭和23年8月の名称変更により法人格を持った久貝、松原財産区が存在し」に訂正させていただきたいと思っております。大変失礼しました。

◎議長（眞榮城徳彦君）

次に、日程第3、議案第4号から日程第11、報告第1号までの計9件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（下地敏彦君）

平成27年第1回宮古島市議会臨時会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出した議案は、予算議案3件、条例議案3件、議決議案2件、報告1件の合計9件であります。

最初に、議案第1号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。今回の補正は8,582万3,000円の補正増で、補正後の歳入歳出総額を406億1,049万4,000円と定めてあります。

議案第2号、平成26年度宮古島市平良字久貝財産区特別会計補正予算（第1号）及び議案第3号、平成26年度宮古島市平良字松原財産区特別会計補正予算（第1号）について、歳出科目変更による補正であります。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。議案第4号、宮古島市財産区特別会計条例を廃止する条例、地方自治法第294条により定められた財産区について、財産区の保有する財産が処分されたことに伴い、条例を廃止する必要があるため、本案を提出します。

議案第5号、宮古島市平良字久貝財産区基金条例を廃止する条例及び議案第6号、宮古島市平良字松原財産区基金条例を廃止する条例については、財産区の保有する財産が処分されたことに伴い、財産区における基金条例を廃止する必要があるため、本案を提出します。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。議案第7号、市有地の処分について、宮古伊良部農業水利事業仲地副貯水池建設工事に伴い、市有地を売却することについて、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第8号、議決内容の一部変更について、狩俣小学校校舎改築工事の設計一部変更に伴い、契約金額を変更するには宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

最後に、報告第1号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

以上、今回提出しました議案についてご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎上里 樹君

ただいま提案されました議案第4号、宮古島市財産区特別会計条例を廃止する条例、それからそれに関連する議案第5号、宮古島市平良字久貝財産区基金条例を廃止する条例、それから議案第6号、宮古島市平良字松原財産区基金条例を廃止する条例、それと関連して平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）の議案第1号なんですけども、7ページの歳入、19款の繰入金、特別会計繰入金の10目の特別会計繰入金で計上されていますけど、それから11目の松原財産区で繰り入れがあります。それで、歳出の9ペー

ジで2款総務費の1項の総務管理費の中の5目で財産管理費が計上されていますけども、このことに関連して、これみんな関連しますけども、お伺いしますが、スポーツ観光交流拠点施設の建設のために、久貝、松原自治会が財産区として管理していた、登記簿に登記されているということで、財産区という形で市が管理するという説明がされて、この間財産区の条例を制定して市が管理するというので、売買契約を結んで代金を市が管理してきました。それで、わかりにくいのは、なぜこれが今度また財産購入費という形で計上されているかというのが市民にもわかりにくいところだと思います。契約書は、1つしかないわけですから。ということは、どのような状況の変化があったのか。久貝、松原自治会が独自に管理する方向になっていくと理解しますけども、どういう法律に基づいてこれがなされていくのかというところをご説明ください。

それから、議案第8号、議決内容の一部変更についてですけども、狩俣小学校の校舎改築工事の設計一部変更に伴う契約金額の変更ですけども、これはなぜこういう変更契約をするに至ったのか、その具体的な中身をご説明ください。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

財産区から何で一般会計に繰り出して地元のほうにお金を支出するかという理由についてお答えしたいと思います。

スポーツ観光交流拠点施設の用地購入に関連し、当初登記名義者が久貝財産区並びに松原財産区となっていることから、財産区からの用地購入を行い、その経理を明確に区別するためには地方自治法第294条第3項、「地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない」に基づき、財産区特別会計条例を新設しました。さらに、財産区における土地の代金の処分は地方自治法第296条の5で「その住民福祉を増進するとともに、財産区のある市町村又は特別区の一体性をそこなわないように努めなければならない」とあり、将来財産区において何らかの事業計画を決定され、宮古島市と協議した後、議会の承認をもって支出されることになることから財産区基金条例を設定したところであります。

しかし、このほど久貝、松原両自治会とも平成26年8月21日をもって地縁団体として認可されております。認可を受けておりますので、宮古島市が購入した土地については地縁団体に権利が移ったことから、財産区としての取り扱いが不要になり、財産区特別会計と基金条例を廃止し、一般会計から法人格を持つ権利者である地縁団体、久貝、松原自治会に支払うことが望ましいと判断をしました。

◎建設部長（下地康教君）

狩俣小学校の改築工事の変更契約に関する質疑ですけれども、本件はですね、12月定例会で狩俣小学校改築事業で2,383万5,000円の工事の増額予算を議決させていただきました。12月定例会の段階では増額分を提案させていただきましたので、予算の決裁が済んだ後、契約の変更を今回の臨時会で提案しております。

その変更の内容としましては、仕上げユニット工事が2,563万円、解体撤去工事が726万円、それと地盤改良工事が329万円と、合わせて2,960万2,000円の増額変更を予定しております。

◎上里 樹君

久貝、松原の財産区の関係で再質疑いたします。

いわゆる地縁団体の法人格を平成26年8月21日に得たということで、この地縁団体がこの財産を管理す

ることになるわけですね、お金をね、売却された。それで、この地縁団体というのはどのような性格のものなのか。いわゆる市が意見を言い、指導できるような、そういう関係にあるのかどうか、そこを含めてご説明をお願いします、市民にわかりやすく。

それと、議案第8号の今の変更契約の中身ですけども、全員協議会の説明の中でユニット工事については出てきましたけども、県外への産廃処理についていろいろと説明があったと思いますけども、確かにこのようなことがないようにということで、事前にわかる話ではないかということで委員会では指摘をした経緯がありますから、そのことにも触れてご説明いただけるとありがたいんですが。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

地縁団体ということで認可を受けておりますので、今後は市の指導を受けることはありません。これは、一つの法人格を有しますので、やはり一つの自立した団体ということで運営していただくこととなります。

◎建設部長（下地康教君）

産廃の処理がなぜ変更になったのかというご質問だったと思いますけれども、まずですね、本工事はですね、7月25日に着工しております。それで、解体工事を行いまして、当初設計では石こうボードの廃材をですね、島内処分が可能というふうに積算をしておりました。工事を進める中におきまして、廃棄物処分場よりですね、石こうボードに紙が付着しているということで受け入れができないという連絡を受けております。石こうボードに紙が付着している製品をですね、最終処分場で埋め立て処分をした場合硫化水素が発生するおそれがあるとして、これは管理型最終処分場で処分しなければならないというふうなことがですね、宮古保健所立ち会いのもと確認をされております。よって、今回ですね、県外で処分をするために運搬費用が余計にかさんだという事情がございました。

◎議長（眞榮城徳彦君）

総務部長、地縁団体の法的内容も質疑されましたけど。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

地縁団体の実態はどういうもんかということですけど、地縁団体は平成3年に地方自治法第260条の2に追加された制度で、市町村合併時に財産区の法人格を取得しなかった、あるいはできなかったその地域を保護するためになされた制度となっております。地縁団体に財産区は移行されておりますので、その選択は地域住民自身が決定する事項であり、市としましてはその選択を尊重することになります。地方自治法でいうと、財産区としての財産区管理会、財産区総会などの機関をもって管理がなされており、財産区としての要件も満たしておりますので、去年の8月21日認可をしております。ちなみに、財産区の認定は県知事が行い、地縁団体の認定は市町村が行うことになっております。

◎上里 樹君

財産区の関連で再々質疑させていただきます。

総務部長の説明では、地縁団体に対する指導は自治体としてできないという明快な答弁でしたけども、いわゆる県が決定して宮古島市が認定するという形で今説明がありましたけども、その認定に当たってはどのようなことが基準になりますか。というのは、例えば来間島で起きているような民主的な手続がとられないまま、住民が知らない間に財産管理運営に当たる方々、総会を開いて決めるやり方、2通りあるような説明が今なされましたけども、その民主的な運営という、それをきちんと担保できないと一部の地域

住民の人たちで民主的な財産管理ができなくなる可能性が出てくるんですね。だから、それを市が認可するに当たってどういう基準で認可したかというところをお聞かせください。

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時24分）

再開します。

（再開＝午前10時24分）

◎総務部長（安谷屋政秀君）

地縁団体とはどういうものですかという質疑だと思いますけど、これは地方自治法に定められた要件をまず満たしているということです。手続を経て法人格を得た自治会、町内会、いわば一定の区域に住所を有し、広く地域社会の維持、形成を行い、地域的な共同活動を行っていることをいいます。婦人会やスポーツ団体のような性別や活動の目的などが限定されているものは地縁団体とは言われておらず、認可も得られていないというのがまず地縁団体ということです。

それと、何のためにつくられた制度ですかということですので、これは自治会が所有する土地や集会施設など、登記名義は会長個人あるいは複数代表の共有名義となっており、自治会の名で不動産登記が不可能でありましたけど、今後はですね、そういう問題が生じたときには自治会の法人格取得を可能にして団体名義で不動産登記を可能にしようと思われた制度であります。不動産など保有する目的のない団体については、法人格の取得は認められておりません。

まず、自治会の加入は要件としてどういう方法になりますかということですが、その加入の方法については世帯単位でなく個人単位で加入することが認可の要件の一つになっておりまして、一般的には区域内の住民のおおむね過半数が構成員となればその要件を満たすものと考えられております。例えば自治会の名義で登記できる資産はどんなものかということで、これについては土地、建物に対する権利、いわば所有権、地上権、抵当権、賃借権など、それと登記に関する金融、資産、国債、地方債、社債なども認められております。

それと、地縁団体として認可を得た場合、税金関係はどうなりますかということについては、不動産の保存登記、移転登記はその評価額に応じて登録免許税がかかります。それと譲渡所得税の対象となる場合がある場合は、事前に関係機関に相談をしておいて、なおそれについては固定資産税の減免措置等も今後は考えられると思います。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎亀濱玲子君

まず、議案第1号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）からですけれども、10ページの2目農業総務費の青年就農給付金についての内容のご説明をお願いいたします。

続いて、2点目ですけれども、12ページの住宅建設費の地域住宅政策推進事業の説明もお願いいたします。

続いて、3点目ですけれども、13ページの文化財保護費の工事請負費ですね、あとんま墓の修理がこの時

期に来て国庫補助で出ておりますけれども、これについても内容をお聞かせ願います。

今その財産区、議案第4号、宮古島市財産区特別会計条例を廃止する条例、議案第5号、宮古島市平良字久貝財産区基金条例を廃止する条例、議案第6号、宮古島市平良字松原財産区基金条例を廃止する条例に関してお聞きいたしますけど、総務部長のお答えでは、地縁団体は市が認可をして設置するんですが、市はその指導ができないと、地縁団体は指導を受けることはないというふうにおっしゃっているんですよ。来間島の問題とかを考えると、やっぱり住民に対して透明性や公明性を図るためには、私はたしか……ごめんなさい、はっきりしないので、ここ確認したいんですけど、国の管轄するところからは、市に対しては地縁団体に対してこういうふうな取り扱いがありますよという例えば通達なり取り扱いなりについて何かなかったかなというふうに、ちょっと記憶が曖昧なので、そこを確認したいんですが、市がきちっとかかわらなければ公明性や透明性というのが担保できない場合についてはどのようにかかわるのかということが少し疑問なんです。認可は、市がやるけれども、運営についてはその後全くかかわれないというのか。そのあたりを少し詳しく説明いただけたらありがたいです。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

青年就農給付金に関するご質疑にお答えいたします。

青年就農給付金事業については、国の経済対策で平成26年度補正予算を組み、来年度の給付金額を前倒しして給付するとの連絡が県を通して国からありました。それによりますと、経営開始型継続分について平成26年度補正予算に計上することを踏まえ、平成27年度当初予算には計上しないことから、補正で対応しないと当初予算では継続者分の所要額を満たせないことになり、今回の臨時会での補正をお願いするところでございます。

◎建設部長（下地康教君）

議案第1号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）の12ページでございます。2目住宅建設費の説明の中で、地域住宅政策推進事業工事請負費の484万円の内容でございまして、これはですね、上野博愛市営住宅におけるストック事業、雨戸設置工事の予算でございます。これはですね、実を言いますと、前回の議会ですと、上野博愛市営住宅の屋根瓦の撤去とですね、舗装工事を補正していただきました。それで、工事が進んでいるんですけども、そこで住民の方々からですね、どうしても雨戸が欲しいと、安全確保するためにですね、そういう要求がございました。それで、今工事中のですね、足場を利用して雨戸を設置したほうが安価であるということで、今回の提案とさせていただきます。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

地縁団体に対して市が指導できないかということでありまして、これについては一つの法人格を持った団体でありますので、指導じゃなくて相談には乗ることはできると思います。来間島の場合もいろいろ相談がありまして、これについてはきちんとした自治会の総会がありますので、その中で意思決定がされている部分もありますので、それについては指導じゃなくて、ご相談についてはいろいろ話を承っております。

◎生涯学習部長（垣花徳亮君）

平成24年にあとんま墓の左側の石積みが崩落したため、今年度で国の補助を受けて修復工事を行っております。12月に文化庁から調査官が来島して調査した際に、右側の石積みと左側の石積みの高さに約60セ

ンチぐらいの差があり、左右の高さは同じであったのではないかということで、右側と同じ高さまで修復したほうが良いという指導を受けて今回の臨時会での増額をお願いしたところでございます。

◎亀濱玲子君

再質疑をさせていただきます。

まず、議案第1号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）、10ページの農業総務費ですけれども、額が大きかったので、質疑いたしましたんですが、これを平成27年度に新しくスタートする前に平成26年度の補正で前倒しで給付するという事なんですが、これについては内容をもう少し、それが何件でどういう内容で給付されるのかということについてお答えいただきたいと思います。

もう一つ、議案第4号、宮古島市財産区特別会計条例を廃止する条例、議案第5号、宮古島市平良字久貝財産区基金条例を廃止する条例、議案第6号、宮古島市平良字松原財産区基金条例を廃止する条例に係る質疑なんですけれども、今総務部長が指導はできない、相談はできるということなんですけど、相談はできるというか、それは例えば認可するわけですから、そこがきちっと運営をできているかできていないかということに関しては、市としても対応が必要なきは出てくるのではないかというふうに思うんですが、これまでの事例を挙げてでもいいですけども、どういう形で市はかかわる。相談というのが私にはよくわからないんですけど、どういう形でだったらかかわれるのかというのがもう少し説明をいただけたらちょっと判断しやすいかなと思うので、お願いいたします。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

来間島の例も挙げていましたけど、いろいろ話も聞きました。一応土地の件で裁判もしているということで、いろいろ指摘等が、議事録は間違っているんじゃないとか、いろいろあったんですけど、これについては市が関与するところじゃなくて総会の議決事項でありますので、それについては再度総会の議決を経て事案については進めたほうが良いんじゃないですかという、いろいろ何回か僕も相談を受けまして、それについては裁判しているということで、僕らとしては公平な立場で一応相談を受けないといけませんので、指摘された事項については総会の皆さんの意思、総会の意見がやはり地縁団体というのは重要ですよということで、再度そういう総会をやり直すとか、そういうのは地元のほうで決めていただけたほうが良いですよというお話等をしました。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

先ほども答弁しましたが、今回お願いしている額は継続受給者に係る分でございます。平成24年度採択が3件、平成25年度が4件、平成26年度が8件の計15件に関する補正でございます。前倒し支給というのは初めてのケースですので、議決され次第ですね、直ちに受給者に集まっていただいてこの内容の説明と、給付停止ということがありますので、まずは早目にですね、集まっていただいて所得申告をしていただいて、給付金を除いた前年度取得が250万円以上ですと給付できますので、まず所得申告をしていただいて、それをチェックして3月までには、それまでには給付するという事になっております。

◎亀濱玲子君

今お答えいただきました青年就農給付金なんですけど、これは継続事業に関する事での補正ということなので、ではですね、もしも新年度で新たに事業を始めたいという者に関していうと、またこの事業は新規で新年度からやるものもあるのか。これに関していうと、継続事業に関してということがあったので、

新たにそれをやりたいという方が新年度出てくる場合の対応についてはどうなのかをお答えいただきたい
と思います。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

平成27年度新規採択者分については、当初予算でもちろん計上します。今のところ8名程度予定して
おります。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎國仲昌二君

私もちょっと質疑したいと思います。

議案第2号から議案第6号までのですね、久貝、松原財産区関連についてちょっとお伺いしたいと思
います。これは、上里樹議員、それから亀濱玲子議員も質疑しているんですけども、その中で地縁団体にな
ったということで財産区の権限も移るといようなお答えがありましたけれども、どういった手続でこの
権限が移るといことになるのかどうかという部分ですね、それをちょっとお聞かせ願いたいと思
います。

それから、財産区から地縁団体に権限が移るといことなんですけれども、この財産区の構成員と、そ
れから今回認可した地縁団体の構成員といのは全く一緒なのかどうか、問題はないのかどうかとい部
分もお聞かせ願いたいと思
います。

それから、報告第1号、専決処分の承認を求めることについてちょっとお聞かせ願いたいと思
うん
ですけれども、これは議案書の12ページの説明を見ますと、交通事故の状況といことで説明されていま
す
けれども、これを見る限り市のほうには全く過失がないと思われるんですけども、ちょっとこの辺も詳し
い説明をお願いしたいと思
います。よろしくお
願い
します。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

財産区についてお答えしたいと思
います。

まず、許可申請としまして申請書が出ております。それと規約、許可を申請することについての総会
で
議決したことを証する書類、それと構成員の名簿が出されております。それと保有資産目録、または保有
予
定資産の、いわば保有不動産台帳ですね、それが出されております。

（「事故処理」の声あり）

◎総務部長（安谷屋政秀君）

交通事故についてはですね、これは過失割合といのがありますして、相手方が9、市のほうが1とい
こ
とで、その1の応分の損害賠償額になります。これは、市が決めるわけじゃなくて過失割合は保険会社
の
ほうから調査をしまして、9対1とい割合になっておりますので、その損害額になります。

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時43分）

再開します。

（再開＝午前10時44分）

◎総務部長（安谷屋政秀君）

認識というか、考え方としましては、財産区というのは久貝、松原の住民の全体だという理解をしておりますので、地縁団体については要綱の中でやはりこの構成員の過半数以上であればいいということになっておりますので、何名構成員がいるかというのは今調査していますので、後ほど報告させていただきたいと思えます。

◎國仲昌二君

構成員については、じゃ後でまた詳しい説明お願いしたいと思えます。

今回の財産区の売買についてはですね、地縁団体に移譲してそこに支出するという説明なんですけれども、財産区という名称がついている箇所というのは、今回の久貝、松原以外にもですね、あると聞いております。また、別のところでですね、こういった今回のような売買のケースが出た場合には、今回と同じように特別会計を設置したり、あるいは基金をつくったり、あるいは廃止したりというような手続になるのかどうかという部分はちょっとどういうお考えなのかというのをお聞かせ願いたいと思えます。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

財産区である土地の処分について、やはり登記簿ということですかね、いわば人間であれば戸籍ですね、行政としてはその登記簿に基づいてしか作業はできないと思えますので、財産区で処分すれば、今後ですね、そういう財産区等を持っている自治会については地縁団体に移行してもらうよう指導したいというか、字有地を持っている、いわば財産区を持っている自治会についてはそのほうが今後メリットはあるということで指導していきたいと思っております。ただ、登記簿上財産区というのがあれば今現在行っている法律に基づいてやはり作業を進めないといけないのかなと思っております。

◎國仲昌二君

最後にですね、先ほど総務部長の答弁で去年の6月定例会の答弁を訂正したんですけども、その中でですね、昭和7年には既に法人格を持った財産区は存在しているというものを昭和23年の名称変更により法人格を持った財産区が存在しという、ちょっと細かいのは置いときますけども、あたかも昭和23年からこの土地が財産区になったような答弁になっていきますけれども、これは資料は財政課のほうにコピー渡してありますけども、平成7年に宮古郡平良町字久貝、宮古郡平良町字松原という登記がされて以降ですね、これでこの登記簿に変更があるのは昭和53年になるんですね。ですから、昭和23年にあたかも法人格を持った財産区ができたかのような答弁というのもいかなものかと思えますので、これもですね、もうちょっと答弁の中身を確認していただきたいというふうに思えます。会議録は、永久保存ですので、しっかりとした答弁を残してもらいたいと思えますので、再度調査するようにお願いしたいと思えます。

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時49分）

再開します。

（再開＝午前10時49分）

ほかに質疑はありませんか。

◎新里 聰君

私も財産区と地縁団体、これに関連して、今の質疑のやりとりを聞いている中でちょっと疑問がありましたので、お伺いします。

こういう手続するというのであれば、土地の売買の契約書の変更も必要になるのかなと今感じているんですけども、これまで久貝財産区、松原財産区と市が土地の売買契約をされているというふうに思っております。それが地縁団体となった松原自治会、久貝自治会にこの土地代が払われていくわけですから、当然にしてその所有権のほうも財産区からこの地縁団体のほうに移転をされた、その後市との契約が交わされてその資金の流れが出てくるんじゃないのかなと今質疑のやりとりを聞いていて感じるんですけども、この点どうなるのか。たしか今の段階は財産区との契約になっているはずですので、その点どうなるのかちょっとお伺いしたいと思います。

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時51分）

再開します。

（再開＝午前10時51分）

◎総務部長（安谷屋政秀君）

財産区イコール地縁団体という考えを僕ら持っております、性格同一という考えを持っております、それについてはやはり地元からの権利が移譲されたということになると思いますので、それについては請求によって支払いをしていきたいと考えております。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時52分）

再開します。

（再開＝午前10時53分）

◎新里 聡君

もう一度。確かに財産区の構成員と地縁団体の構成員は同じだという考え方をしているということについては、それで問題ないかと思うんですけども、ただその財産区のあり方というものと地縁団体のあり方というものが法律は別々になっているわけですから、今財産区と契約してある。それを自治会のほうが新しく地縁団体として認可を受けて、それでその金を受け取ろうということであるわけだから、財産区とすると別に基金を持っていないといかんということでこういう手続やったわけだから、契約書も当然にして別々につくらないとちょっとおかしいのではないのかなという疑問を今のやりとりを聞いておって感じたんで、聞くんですけども、やっぱりそういう手続が必要じゃないのかなと思いますんで、当局は間違わないように精査してほしいと思います。

◎副市長（長濱政治君）

財産区から地縁団体に財産が移行したということが証明できればいいのかなというふうには思っております。ただ、これは本当に今議員がご指摘のとおりちょっと疑問点がありますので、顧問弁護士にもも

う一度相談してみたいと思います。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎池間 豊君

私もこの財産区と地縁団体についてちょっと。今新里聴議員が言ったのも、やはり地縁団体と同じ自治会内にある財産ですから、総務部長が言うのも正しいのかな、新里聴議員が疑問視するのも正しいのかなというふうに思うんですけど、やはりちょっと性格も同じ自治会にありながらも地縁団体と財産区と違いますから、私の考えとしては、今までイメージしていたのと今説明を受けてちょっと違うのかなというのがあるものですから、やはり副市長がおっしゃるようなことはしっかりやってもらえればなというふうに思います。

もう一つは、この地縁団体というのは、大きなお金が今支払われようとしていますけども、その構成の中で出ていったり、あるいはまた入ってきたりというのがあります、自治会の中ですね。そういったのはどういう扱いになるのかなというのも詳しく教えていただければと思います。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

構成員の話だと思いますけど、これについては地縁団体の総会で決めていくことになると思います。

◎池間 豊君

登記されている方たちの総会で、むやみやたらに入っても、これはこの登記されている皆さんの半分以上が認めなければ認められないということ、それから出ていった人に対してもそういった形になるのかという、そういうふうに理解してよろしいですか。

（何事か声あり）

◎池間 豊君

はい、わかりました。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎新城元吉君

ただいまのこの事件についてのやりとり聞いていますと、非常に答弁する側も曖昧で、質疑するほうもわかりにくいから繰り返し繰り返し同じことがあるんですけど、ただ結論として聞いていて言えることは、もうちょっと調べてから対処しますという副市長の一言に尽きるんじゃないかと思うんで、今臨時会にこれを提案するのはどうも心もとないなという思いがいたしますけど、それを押し切ってでもやっぱり議論してこれを通すつもりなのかどうかということを副市長にもう一度お聞きします。

それと、もう一点ですね、議案第1号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）なんですけど、10ページの沖縄県青年就農給付金事業の補正がされています。これは、本県及び日本の農業の担い手、大きくは農地の集積、それに基づく若年層、青年の就業、こういうものを奨励することによって農業を改革していこうというような動きが大きいです。その中で宮古島市においてもですね、青年就農給付金というのがいろんな形で始まっていますが、今予算に出てきた1,725万円というのはどういった内容の青年就農給付金なのか。

それから、平成26年度にこの青年就農給付金はどの程度支出されて、どういう事業が行われているかということもお尋ねしたいと思います。

それと、11ページ、観光費の中で突然修繕費が91万円出ています。これは、一般財源から出ています。これは、どういったものをするのか。この2点についてもお願いします。

◎副市長（長濱政治君）

市としての考え方は、先ほど申し上げましたとおり、この財産関係の承継がしっかりした書類があれば大丈夫だろうというふうに思っていたわけでございまして、今おっしゃるような疑問点が出てきたところなので、これについては一応調査をするということで今回の臨時会でこの議案を通していただいて、さらにまた足りないというのであれば、申しわけありませんが、再度提案ということにさせていただきたいと思えます。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

青年就農給付金の給付要件でありますけど、これ経営開始型の場合ですけど、原則45歳未満で、就農してから5年未満ということでの給付です。当初ですね、今後5カ年間の就農計画を立てまして、これを申請いたします。それに基づいて審査会のほうで審査して、その方が農業で今後生計を立てていくという強い意思等、あるいは計画の実現性があるものですね、そういったものを対象に給付をしていきます。先ほど述べたように、平成24年の3件と申し上げたのは、夫婦で受給している方もいらっしゃいますので、その場合ですと1.5割増しということでもあります。個人ですと年間150万円の給付となります。ただし、半年ごとにですね、就農状況報告といまして1月から6月までの報告に基づいて半期分給付する、さらに7月から12月までの就農状況を確認して給付するということになっております。先ほど答弁したように、平成27年度もこの事業はもちろん続いていきますので、新規のほうも掘り起こしをしてみたいと思っております。

◎観光商工局長（下地信男君）

議案第1号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）の11ページですね、観光費の91万円の補正をお願いしておりますけども、これ池間大橋の狩俣側の公衆トイレの修繕費でございます。施設が老朽化をしております、コンクリート壁面の膨脹、それから剥離が見られますので、修復してまいります。

◎新城元吉君

副市長からちょっと問題点があるようなニュアンスを受けて、それでも通してほしいというような答弁があったんですが、法律的なあれですから、本当はばっちり通して瑕疵がないようにした状態で進めるべきだと思うんです。お金が絡んでいて、しかも事業に絡んでいるものだから急いでいるんだなというのは皆さん了解していると思いつつもですね、やはりこういうのはちゃんと説明ができて法的にも瑕疵がないようにやってからやるのが当然だと思うんです。そういう考え方に対してどのような見解をお持ちですか。

◎副市長（長濱政治君）

例えばですね、工事請負契約などで代表者が変わったりいたします。その場合には変わったよという登記簿とか、それから証明書みたいなものが出てきて、そこに支払いをするというふうなこと等もありますので、このような考え方で一応はこれでいけるんだらうというふうな考え方でした。ただ、今おっしゃるような疑問点に対して私どもがまだ確認していなかったもので、これは確認をしたいというふうに思っています。

おります。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎山里雅彦君

1点だけお願いしたいと思います。

議案第8号、先ほど上里樹議員も聞いておりました議決内容の一部変更についてであります。この工事のですね、契約金額を変更するということではありますが、この件についてはですね、関連して特別委員会のほうでも今取り上げられていると思いますが、やっぱり我々議会としてもですね、この工事の契約変更等に関してはより慎重に精査する必要があると思いますが、先ほどの説明でですね、ユニット仕上げ、建設部長の説明では産廃処分費用の増、地盤改良費ということで、この真ん中の産廃処分場についてはですね、島内処分のできる部分から島外処分に変更、輸送費の増、内容としては石こうボードに紙が付着という話をされておりました。その残りのですね、ユニット仕上げの費用の部分、それから地盤改良費用、なぜ2つもそういった形で流れとして増になったのか、その2点について説明していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎建設部長（下地康教君）

増額内容の確認ということだと思いますけれども、まず理由としましてはユニット工事と廃棄物処理の増額が原因ということをご説明申し上げました。まず最初にですね、この増額をしなければならない理由がございました。それはですね、当初設計をしていた中でですね、例えば人件費とかですね、施工単価、そういったのがですね、当初の設計より急激にはね上がっております。それによりまして今お願い申し上げますユニット工事の部分がですね、事業費として足りなくなったというのが第一の原因でございました。それによりまして、最終的にはそういった事業費が足りないという形になりましたので、今回の増額をお願いした次第でございます。

地盤改良でございますけれども、当初ですね、基礎のほうでですね、ラップルコンクリートといいまして大きなコンクリートの基礎を設計しておったんですけれども、現場で工事に入ったときにですね、一部支持地盤が薄い箇所が確認されております。その中でその基礎のボリュームをですね、増額したという形になりまして、その基礎部分の増額が見込まれております。

◎山里雅彦君

当初ですね、こういう地盤改良費という名目をつくるときにはその支持基盤、そういった部分が強度は足りているかどうかという形で当初の設計で調査設計をしていると私は思うんですよ。途中からできないということは、当初が足りなかったということにつながるというふうに思うんですが、その流れ、その辺はどう理解、解釈すればいいんですか。その辺も少し申し上げます。

◎建設部長（下地康教君）

今のご質疑に答える前にですね、私ちょっと答弁に誤りがございました。訂正させていただきたいと思っております。

基礎地盤改良工事のものはですね、増額ではなくて減額でございました。どうも失礼しました。その減額の理由でございますけれども、まずですね、工事設計をする場合はその施工面積の、敷地の面積の中に

ですね、何ポイントか地盤調査を行います。それで、その地盤調査を参考にですね、設計が組み立てられていきます。それで、実際現場に入りますとですね、どうしても調査の数値がですね、薄いか厚いか、そういったものが発生してきますので、現場の状況に合わせてまた設計をやり直すということは十分考えられることだと思います。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（「議長、休憩を少しいただきたいんですが」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時11分）

再開します。

（再開＝午前11時27分）

◎副市長（長濱政治君）

今回の財産区と地縁団体についての契約について、もう一度説明をいたしたいと思います。

今現在市は基金のほうに金を支払ってあります。そして、今回の議案はその基金を廃止して一般会計の中にその分を支払うというための議案をお願いしております。実際に一般会計から地縁団体に金を支払うかどうか、その際の契約のあり方はどうかということについては、先ほど工事の例を申し上げて、こういうこともできるというふうに考えていたので、こういうふうにやりたいというふうに思っていましたけれども、議員からのご指摘がありましたので、最終的な確認をとって、もし必要であるならばその支払いの請求があった段階で再度契約書を取り直すか、そうでなければ先ほど工事の例で話したとおりでできるということであればそのとおりで支払っていくということで、今回の議案はこの基金条例を廃止することと一般会計に繰り出すための補正予算だということですので、そこまでの承認をぜひいただきたいと思います。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時28分）

再開します。

（再開＝午前11時29分）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております9件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第3、議案第4号、宮古島市財産区特別会計条例を廃止する条例に対する討論の発言を許します。

◎亀濱玲子君

さきの質疑でいろんな疑問点がありました。それをこれから調査するので、議案を通してほしいという旨の答弁でしたけれども、議会としてはやっぱり内容の透明性ということを考えて、それはきちっと確保できるというのが前提だと思いますので、今臨時会へ提出されている議案第4号、宮古島市財産区特別会計条例を廃止する条例については反対をいたします。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（眞榮城徳彦君）

挙手多数であります。

よって、議案第4号は可決されました。

次に、日程第4、議案第5号、宮古島市平良字久貝財産区基金条例を廃止する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（眞榮城徳彦君）

挙手多数であります。

よって、議案第5号は可決されました。

次に、日程第5、議案第6号、宮古島市平良字松原財産区基金条例を廃止する条例に対する討論の発言

を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(眞榮城徳彦君)

挙手多数であります。

よって、議案第6号は可決されました。

次に、日程第6、議案第1号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算(第8号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(眞榮城徳彦君)

挙手多数であります。

よって、議案第1号は可決されました。

次に、日程第7、議案第2号、平成26年度宮古島市平良字久貝財産区特別会計補正予算(第1号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(眞榮城徳彦君)

挙手多数であります。

よって、議案第2号は可決されました。

次に、日程第8、議案第3号、平成26年度宮古島市平良字松原財産区特別会計補正予算(第1号)に対

する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(眞榮城徳彦君)

挙手多数であります。

よって、議案第3号は可決されました。

次に、日程第9、議案第7号、市有地の処分についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決されました。

次に、日程第10、議案第8号、議決内容の一部変更についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

次に、日程第11、報告第1号、専決処分の承認を求めることについてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより報告第1号を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号は承認されました。

これで今臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。今臨時会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして平成27年第1回宮古島市議会臨時会を閉会いたします。

(閉会=午前11時35分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成27年2月2日

宮古島市議会

議長 眞榮城 徳彦

議員 垣花 健志

〃 池間 豊